循環型

社

会を

目指

家畜の排せつ物などを利用した

=

三郷たい肥センター内

険料が

IJ

ま

3

介護保

4月から、65歳以上の人の3年ごとに見直される介 護保険

65歳以上の人の介護保険料が変わります

は、 はつた人が、主み♯介護保険制度は、 た人が、 住み慣れた地域で、 介護が必要に

市の

負担金

12.5%

します。 皆様のご理解とご協力をお

う制度です。一人ひとりの保険料を、社会全体で支えていこうとい うに介護が必要な人とその家族と 安心して自立した生活を送れるよ 介護保険の大切な財源です 願

基 準 額

(月額)

県の

負担金

12.5%

とのできなる 間で、 る安曇野市の基準額は、年額46、料を決定します。 今回の改正によ険料の基準額を試算し、介護保険 3年ごとに見直されます。 どれくらい必要となるか判断し間で、どのような介護サービス 920円(月額では3、91 平成18年度介護保険料 -ビス給付費見込みに基づいて、保平成18年度から20年度の介護サ のような介護サービスにない保険料は、 ビスに欠かすこ 判断して 今後3年

◆保険料の決まり方~基準額はこのようにして算出されます~

安曇野市に住む

国の負担金

25%

65歳以上の

人の人数

65歳以上の

人の負担分

19%

第2号

被保険者

保険料

31%

X

ます。詳細は、次回の広報(4月6は、市議会3月定例会で審議されなりました。この保険料について 2)でお知らせする予定です。詳細は、次回の広報(4月6

安曇野市で必要な

介護サービスの

第1号

被保険者

保険料

19%

総費用

日発行)で

棄物などです。生物家畜の排せつ物、間物由来の有機性資源 る自然界の循環型エネルギ 「バイオマスエネルギ 生物体から得られ物、間伐材、食品感 と言い

三郷総

新エネルギーの導入に向けた委員会がスター生ごみや間伐材、家畜の排せつ物などを利用-合支所で開かれました。 ン推進委員会が2月27日 第1回三郷地域バイオ この委員会は、 オマ

バイオマスとは、 再生可島信男さんが選任されまし には三郷農業振興公社副社長の中会長には西山馥司助役が、副会長 5月に策定した「バイオマスタウ ン構想」の推進と検討を行います。 旧三郷村 再生可能な生 が昨年

市|政|ト|ピ|ッ|ク|ス

化を図るほか、間伐材などを有効たい肥化することで、ごみの減量できました。構想では、生ごみをできました。構想では、生ごみをできました。構想では、合併前からバイ す。につながるものと期待されていまや荒廃が進む山林の保護などにも利用することで、農林業の活性化

■し尿のくみ取り料金

合併に伴い、くみ取り料金が下記のとおりになり ます。

下水道等供用済区域	10 ぱ当たり88円
上記以外の区域	10 派当たり 78 円

※料金は、消費税を含んでいます。

※算出料金に10円未満の端数金額が生じた場合、 端数金額は切り捨てとなります。

下水道等供用済区域 … 公共下水道及び農業集 落排水施設の供用が開始されてから3年が経 過した区域のことです。

4月からし尿・生活雑排水の くみ取り料金が一部変わります。

■生活雑排水の汚水・汚泥くみ取り料金

を

合併に伴い、一般家庭のくみ取り料金助成制度が 統一になります。

簡易浄化槽	くみ取り料金(個人負担額)		
の容量	料金助成区域	下水道等供用済区域	
150 以下	630円	1,680円	
150 採以上 250 採以下	945円 2,520円		
250 批以上	250 景までの料金に 250 景から 10 景増す ごとに 84円を加算した額		

※料金は消費税を含んでいます。

※算出料金に10円未満の端数金額が生じた場合、 端数金額は切り捨てとなります。

料金助成区域 … 下水道等供用済区域を除く区 域のことです。市が下水道等供用済区域の料金との 差額分(1,050円または1,575円)を助成します。

り取り料金が変わります

高齢者介護課介護保険係 穂高健康支援センタ 門い合わせ 6 3 6

所得段階	対 象 者	(月額)年額 (月額)年額	調整率
第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金受給者	(1, 955 円) 23, 460 円	基準額× 0.50
第2段階	世帯全員が市民税非課税で、 本人の年金収入が 80万円以下の人など	(1, 955 円) 23, 460 円	基準額× 0.50
第3段階	世帯全員が市民税非課税で、 第2段階に該当しない人	(2, 932. 5 円) 35, 190 円	基準額× 0.75
第4段階 (基準額)	本人が市民税非課税で世帯に市民 税課税者がいる人	(3, 910 円) 46, 920 円	基準額× 1.00
第5段階	本人が市民税課税で、前年の 合計所得金額が200万円未満の人	(4, 887. 5 円) 58, 650 円	基準額× 1.25
第6段階	本人が市民税課税で、前年の 合計所得金額が200万円以上の人	(5, 865 円) 70, 380 円	基準額× 1.50

11 広報 あづみの